

ふたば便り

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

札幌事務所：札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 1-5 リージェントビル 6F

東京事務所：東京都港区港南 2 丁目 15-1 品川インターシティ A-28F

<http://www.futaba-tax.co.jp> フリーダイヤル(0120)978-028

2011 年 8 月号 (Vol. 108)

＜助成金の活用＞

相変わらず厳しい経営環境が続いていますが、企業が「雇用を守る」あるいは「拡大する」ことを支援する国の助成金制度があります。助成金を受けるには事前に計画の認定を受けなくてはならない場合がほとんどで、**タイミングが遅れると受給できない**こともありますので注意が必要です。

下記は、比較的活用しやすい助成金の主な一覧です。

◆雇用を維持する⇒「中小企業緊急雇用安定助成金」

景気悪化や生産調整のため事業を縮小せざるを得ないが、社員の休業や教育訓練、出向等を行い雇用維持に努める企業が対象。

助成額：休業手当相当額の 5 分の 4＋教育訓練 1 人 6,000 円/日

◆離職した社員を支援する⇒「休職活動等支援給付金」

事業の縮小によって離職を余儀なくされる社員の再就職を支援するためのもの。

助成額：休職活動のための休暇 1 日あたり 7,000 円/日（上限 30 日分/人）

◆母子家庭の母、高齢者、障害者等就職が困難な人を雇い入れる⇒「特定就職困難者雇用開発助成金」

◆65 歳以上の高齢者を雇い入れる⇒「高齢者雇用開発特別奨励金」

◆東日本大震災の被災者を雇い入れる⇒「被災者雇用開発助成金」

◆中高齢者・若年者・母子家庭の母などを試行雇用する⇒「試行雇用（トライアル雇用）奨励金」

◆3 年以内既卒者を試行雇用、採用、教育する⇒「3 年以内既卒者トライアル雇用奨励金」「3 年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」「既卒者育成支援育成金」

◆パート職員・有期雇用契約者を正社員にする⇒「中小企業均衡待遇・正社員化推進奨励金」

◆事業所や設備の設置を行い（その費用の合計額が 300 万円以上のものに限る）、3 人（創業は 2 人）以上雇い入れる⇒「地域雇用開発助成金」

◆成長分野に該当する事業への新分野進出を行い、新たに人材を採用する⇒「中小企業基盤人材確保助成金」

上記以外にも多くの様々な助成金があります。従業員の雇用を考えている、逆に解雇せざるを得ない状況にある場合は、まずはハローワークや社会保険労務士などの専門家に確認し、自社にとって該当する助成金があれば漏れなく利用しましょう。

【参考】助成金は当然ですが融資とは違い返還する必要がありません。また、企業が黒字の場合には課税の対象となります。

先日、高校の同級生の再婚披露宴に出席した何名かが幹事となって、四半世紀ぶりに高校の同窓会がありました。メールアドレスを頼りに、人から人へ誘いあってなんとなく集まってきた同窓生たち。多少、髪が無くなった、シワが増えた、太った、痩せた（・・・はいなかったか）はあるものの、「あ～～！！○○ちゃん！」と、一瞬であの頃に戻ります。ポケキャラも突っ込みキャラも大人バージョンでそのまま。個性ってそうそう変わらないのかもしれないね。 y

